

住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務民間競争入札実施要項（案）に関する意見募集の結果について

番号	項目	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項（案）の修正
1	全般	「公共サービス改革基本方針」（平成24年7月閣議決定）では「特定サービスの要否は、受益者であると同時にコスト負担でもある国民の立場から、適切に判断されなければならない。」とあるが、今回呈示された「住宅防音事業に関する事務手続補助業務」実施要項（案）が果たして、その精神を汲んでいるのか。又そのようなプロセスを踏んでいるのか。 汲んだものでないとしたら、監理委員会で審議されても、真に受益者である国民、すなわち受忍限度を超える騒音の被害者が、公共サービスによる利益を享受することができないのではないのか。	住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務は、公共サービス改革基本方針（平成24年7月20日閣議決定）に基づき、所要のプロセスを経て実施要項を定めており、その過程において、民間事業者及び国民の意見を広く反映するため、意見の公募を行いました。	無し
2	全般	住宅防音工事は、受忍限度を超える住民への騒音を防止又は軽減する為に実施するのであるが、「住宅防音事業に関する事務手続補助業務」は、その流れの部分となす業務であり、この業務の進捗は、事業全体の進捗に大きな影響を与えることになる。 受忍限度を超える被害住民を、一刻も早くその騒音から救済する為には、業務が円滑に行わなければならないが、現制度はその限りでない。 地方事務費については、国が直接関与するのであれば、受益者である住民の意向によって、従来のように住民が自らの責任において受託者を決めるケースと、住民が国に任せて入札で受託者を決めるケースが考えられるが、現実には受託者である住民の意向確認をせず、国が強引に入札によって受託者を決めている。 その結果、個人情報漏洩したり、又、入札条件に反する受託者を国が受け入れている事実があっても、国は受益者である住民に対し、何ら責任をとっていないのである。 「公共サービス改革基本方針」（平成24年7月閣議決定）の精神は「特定の公共サービスの要否は、受益者であると同時にコスト負担者でもある国民の立場から適切に判断されなければならない。」とあるにもかかわらず、そのようなプロセスを踏んでいないのが現実であり、まず大至急、元の制度（地方事務費の制度）に復すことから始めるべきと考える。	平成22年5月の事業仕分けにおいて、地方事務費の制度は、廃止との評価結果を受けました。このため、補助事業に不慣れな補助事業者の方でも円滑に事務手続が進められるよう、国の立場で事務手続をサポートするものが現在の住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務であり、住民の意向によって受託者を決める地方事務費制度に戻すことは困難です。 先般、業務委託において、受託者から個人情報流出する事案が発生したことは誠に遺憾であり、個人情報流出した受託者に対しては、指名停止措置を行い、委託者である地方防衛局長を含め各地方防衛局長に対し、個人情報の厳正な管理について徹底するよう指導しました。 住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務は、公共サービス改革基本方針（平成24年7月20日閣議決定）に基づき、所要のプロセスを経て実施要項を定めており、その過程において、民間事業者及び国民の意見を広く反映するため、意見の公募を行いました。 なお、今回の事業は競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）が適用され、同法第25条に基づき、受託者には秘密保持義務が課せられ、違反した場合には刑法その他の罰則の適用について公務員と同様の厳しい措置が課せられます。	無し
3	全般	「住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務」を廃止し、「補助金等にかかる予算の執行に関する法律」に基づいた事務費補助による手続で国民の意思に基づく選択で行える制度への変更を求める。	平成22年5月の事業仕分けにおいて、地方事務費の制度は、廃止との評価結果を受けました。このため、補助事業に不慣れな補助事業者の方でも円滑に事務手続が進められるよう、国の立場で事務手続をサポートするものが現在の住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務であり、住民の意向によって受託者を決める地方事務費制度に戻すことは困難です。	無し
4	全般	この委託業務を防衛省が民間へ委託するやり方は、明らかに住民へ不利益を与えるものとなっていますので、以前の住民が行政書士などに依頼して申請できるような事務委託業務に戻してください。	番号3と同じ。	無し
5	全般	「住宅防音事業に関する事務手続補助業務」は、今回対象となっている他の事業と根本的に異なって、受益者である住民の個人情報そのものを扱う業務である為、真に個人情報が保護される制度設計となっているかどうか。否である。	個人情報等の管理については、実施要項及び仕様書のほか関係法令に基づき、適正に行うこととしています。	無し
6	全般	コストの削減と受益者である住民へのサービス（個人情報の保護、事務手続の補助、事業の進捗）を両立させる為には以下の方法が妥当と考える。 （1）平成22年度以前の事務委託費と地方事務費の制度に戻す。事務委託費は入札で、地方事務費は住民の責任において決める。 （2）（コストの削減）然るべき調査会社によって、受託経験者（少なくとも合計のシェアが80%以上となる）から、アンケート調査とヒアリングを行ない事務委託費、地方事務費とも適正単価を設定する。 （3）（質の向上）1.個人情報の保護2.事務手続の補助3.事業の進捗を考慮する為に、（イ）事務委託費の入札条件を平成23年度の条件にする。（ロ）地方事務費については、広く対象住民に、住民自らの責任において受託者を決められることを周知させる。 仮に、事務委託費の入札で、受注できなくとも、対象住民から地方事務費を受注できる余地が可能となる。又地方事務費の随契化により、安値受注の防止となり、住民へのサービス（1～3）低下の防止が可能となる。	平成22年5月の事業仕分けにおいて、地方事務費の制度は、廃止との評価結果を受けました。このため、補助事業に不慣れな補助事業者の方でも円滑に事務手続が進められるよう、国の立場で事務手続をサポートするものが現在の住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務であり、住民の意向によって受託者を決める地方事務費制度に戻すことは困難です。 平成23年度において、業務経験のある者からアンケート及びヒアリングにより調査を行い得られた結果に基づき、平成24年度の入札を行っており、その入札結果における落札率は昨年度より改善されておりますが、再調査については、平成25年度の実施状況を踏まえ、検討してまいりたいと考えています。 なお、平成23年度当初の入札参加条件による入札は、入札参加者が少なく競争性が必ずしも十分に確保できない状況であったため変更したものであることから、これに戻すことは困難です。	無し

番号	項目	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項 (案)の修正
7	全般	辞退者が多い委託に関して、契約金額を大幅に下回るケースが多く、その穴埋めとして、他の業者が途中でやった業務を継続するケースが多々あります。混乱を招く原因となりかねません。 単価契約をすることによって、出来高清算の方がスムーズに業務が遂行できる。	単価契約については、予算科目上の制約があることから、直ちに対応することは困難ですが、今後検討してまいりたいと考えています。	無し
8	全般	南関東防衛局からの封筒を支給頂き、当業務にあたっては、どの業者が委託を受けても、統一の封筒で郵送する方がよい。 この防音の地区は、毎日のように、防音工事会社からのダイレクトメールが多数送られてくる現状があり、各委託業者からの封筒ですと、同じ扱いで中身も見ずに破棄をする現状が多発している。	予算の制約上、委託者から受託者に対して封筒を支給することは困難です。 しかしながら、封筒に「〇〇書類在中」と記載する等により、誤廃棄を防止したいと考えています。	無し
9	2 (2)	この入札の為の地方防衛局担当部署職員の業務量は想像を絶し、更にその件数に応じた指示、協議打ち合わせを実施しなければならないこととなっている。 国家公務員の定数削減が進められている中、担当部署職員の勤務超過はすさまじく、地方防衛局職員の異動先部署として最も忌避される部署となっていると聞く。 自ずと本来の目的である住宅防音事業そのものが遅延し、基地からの騒音被害に苦しむ国民の救済に支障をきたしている現状は、本末転倒な形となっており、今般の意見提出を求められている公共サービス以前の問題ではないかと考える。 地方防衛局職員の過度な業務負担を軽減し、効率的な住宅防音事業の推進を期するためにも、契約件数細分化の現状を適正規模の姿に改めるべきと考える。 換言すれば、発注者が業務量の細分化による数多くの入札参入を企画する余り、業務の質・量に疎い者間の過度な価格競争を煽ることと成り、その結果、当然のことながらその殆どにおいて採算割れに等しい低価格で受注した者よるきわめて粗雑な業務遂行がなされ続けている。 同時に、発注者の予算執行の遅れはもとより、担当職員による打ち合わせ・指示等の業務量の著しい増加が生じるとともに、本来適正な補助事業を享受すべき立場の国民にその影響の全てを負担させる結果となっている。	入札監理小委員会での御意見及び頂戴した御意見等を踏まえ、一部の入札については、1入札当たり500世帯程度まで発注できるようにし、早期執行に努めてまいりたいと考えています。 なお、十分に競争性を確保することも必要であるため、平成25年度の入札状況等を踏まえ、引き続き、今後の対応について検討してまいりたいと考えています。	有り
10	2 (2) イ (4)	現地調査業務について、住宅防音工事の採択における現場での判断や住民への説明が十分に行えない。 また、建築・電気・設備などの専門的知識が要求されることから国の職員が実施すべき	工事希望者又は補助事業者からの問合せ等に対し、住宅防音事業の制度、事務の流れ及び関係法令上の遵守事項等を丁寧に説明するよう、受託者に対する指導に努めてまいりたいと考えています。 また、現地調査業務については、専門的な知識を要する業務ではないため、これまでも一般競争入札方式で契約相手方を決定しているところです。	無し
11	2 (2) イ (7)	補助金請求及び支払関連補助業務について、インターネットを介した取引は不正が行われる可能性が大きくまた工事業者からの不安が多数。 さらに国が直接工事業者などへ支払いを行ったほうが安全で手続きに係る作業も減り安価かつ早く処理できることから公共サービスとして喜ばれる。	住民の代理で国が防音工事の関係業者に工事金を直接支払うことは、限られた人員数で膨大な業務を行うこととなり、速やかな支払いが困難となることから、御理解願います。	無し
12	2 (3) イ	個人情報とは本業務が終了しても従事者には残存するものである為、本当に作業者が社員でなく、一時的な作業者でよいのかという問題である。 後々でも個人情報の漏洩の確認がとれた場合、国もその責任の一端をとるのであるのか。 平成23年度の条件に変更することを強く要望する。	委託者から貸与及び提供する個人情報については、業務終了後、自ら複製したものについても、返却又は消去若しくは廃棄を確実にすることとしており、受託者には残存せず、また、本業務により知り得た秘密については、守秘義務を負います。 また、今回の事業は競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）が適用され、同法第25条に基づき、受託者には秘密保持義務が課せられ、違反した場合には刑法その他の罰則の適用について公務員と同様の厳しい措置が課せられます。 なお、平成23年度の民主党行政刷新PTでの指摘等も踏まえ、入札参加条件等は必要最低限にし、競争性を確保し、より安価に適正な事業が行えるように努めてまいりたいと考えています。	無し
13	2 (3) イ	社員であることの証明も社員証だけでは十分でない。 偽造も可能である。 社員であることの証しとして雇用保険証もあわせて提出させるべきである。	作業者の証明は一般的に社員証で十分だと考えており、更に別の書類を提出させることは必要ないと考えています。	無し
14	2 (3) イ	住民と面談する作業者は委託者である国にその社員証の写しを提出することになっているが、国に提出した作業者と住民と面談する作業者が同一人であるかどうかどのようにして確認するのか。	住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務の実施に当たり、受託者に対し、委託者に提出した作業者と住民と面談する者が異なることのないよう、指導してまいりたいと考えています。	無し
15	2 (4) イ (7)	今年から、新たに受託した全てがパート等で採用した人材を委託業務に従事させている為、これらの業者からは、住宅防音事業に関する何等の知識も持ち合わせず、その結果何の説明もなく、こちらの質問にも満足に答えられない状況にあるがどうなっているのか。 何年か前、住宅防音工事をした近所の家は、周辺整備協会がやっていたことから、そんなことはなかったと聞いている。	工事希望者又は補助事業者からの問合せ等に対し、住宅防音事業の制度、事務の流れ及び関係法令上の遵守事項等を丁寧に説明するよう、受託者に対する指導に努めてまいりたいと考えています。	無し

番号	項目	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項 (案)の修正
16	2 (4) イ (4)	人事面においては、一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合、この条件は24年度の入札参加資格でも同様の企画で合ったところ、南関東の受託役員が住宅防音工事請負業者の役員を兼ねていることが判明したところ、国は代表権を有していないので問題ないとし、受託者は引き続き国から住宅防音事業を実施する個人名簿の貸与を受け続けた。 なぜこのような条項が定められているのかは、受託者と防音工事請負者が結託し、個人名簿をもとに住宅防音工事受注の営業活動をするとは他の工事請負業者に対し競争上不公平で、本来補助事業者からの自己責任においてなすべき業者選定について、個人の権利にも悪影響がある。 25年度からは代表者を有しているかは問わずダメとするようであるが、すでに24年度このことを良しとしたことで、25年度から実際・正確に改正されるか、24年度受託した会社の役員が一方の工事請負業者のほうの役員名簿から落とし、実態はそのまま残されるところは大いに考えられる、このことにどのように取り組むのか。	実態は工事請負業者の役員であるのに事実を偽って住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務を受託した場合には、厳正に対応してまいりたいと考えています。	無し
17	2 (4) イ (1)	現地調査業務で住宅の調査に来るのに、前もって何の調整もなく来訪され、こちらも都合があるのに失礼である。 周辺整備協会は事前に日時の調整をして来てくれる。	住民の方の都合にできる限り沿った現地調査等を行うよう、受託者に対する指導に努めてまいりたいと考えています。	無し
18	2 (4) イ (1)	勤務があるので現地調査を土曜日から日曜日までとお願いしたところ、土曜日から日曜日は勤務外だと言って応じて貰えなかった。 整備協会は土曜日から日曜日でもやってくれる。	住民の方の都合にできる限り沿った現地調査等を行うよう、受託者に対する指導に努めてまいりたいと考えています。	無し
19	2 (4) イ (1)	補助事業者に電話連絡がなかなか取れないと言って、受託者が申請書を国に返してしまい、いまだ住宅防音工事に辿り付けない。以前はそのような事、勝手に申請書等を国に返してしまうような事はない制度だったそうですので、前の制度にして貰いたい。	委託者があらかじめ定めた回収期限までに工事希望者等から書類の提出がないものについては、当該工事希望者等に連絡し、その状況（辞退、延期及び連絡つかず不明など）を確認し、その確認の際、書類の提出が若干遅れるといった者がいた場合には、監督官と協議し、当該業務の履行範囲内で回収するかを決定することとしております。 平成22年5月の事業仕分けにおいて、地方事務費の制度は、廃止との評価結果を受けました。このため、補助事業に不慣れな補助事業者の方でも円滑に事務手続が進められるよう、国の立場で事務手続をサポートするものが現在の住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務であり、住民の意向によって受託者を決める地方事務費制度に戻すことは困難です。	無し
20	2 (4) オ 及び (5) ア	受託者は、工事の完了検査完了後、実績報告書作成補助、補助金確定通知書の送付の後、委託者に検査確認調書を提出し、委託者の検査を受けるが、検査に合格しなければ請求書が出せない仕組みであり、合格するまで時間を要するようであれば、設計業者・工事請負業者への支払いに影響する可能性を否定できない。 設計業者はその設計料を、又工事請負業者は、その工事代金を自ら立替えており、受託者からの支払が遅れれば、経営に影響を及ぼす可能性を否定できない。 そのような事態になった場合、国は設計業者や工事請負業者に対し、どのように責任をとるのか。 このようなことを考えた場合、受託者がどのような業者でもよいといえるのであろうか。 このような業務が円滑に行える受託者でなければならないのは当然であり、受託者選定の入札条件が、誰でも参加できる条件であってはならないことというまでもない。	補助金の支払いは「補助金等に係る予算の執行に関する法律」等を踏まえて手続を行っているところであり、今後とも事務手続が円滑に進むよう努めてまいりたいと考えています。 なお、平成23年度の民主党行政刷新PTでの指摘等も踏まえ、入札参加条件等は必要最低限にし、競争性を確保し、より安価に適正に住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務が行えるように努めてまいりたいと考えています。	無し
21	2 (4) カ	業務履行状況と質の達成基準を図るための、このような履行状況の評価は第3者（補助事業者）が客観的評価を行うべきものであり、受託者自体が委託事務の履行状況を評することについては何の意味もないと言える。 国の提案されたアンケート仕様により実施する事になれば受託者全体が「はい」と回答するものと考えられる。	実施状況は、住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務の受託者ではなく委託者が実態を踏まえ評価する考えです。	無し
22	2 (5) イ (7)	本委託契約は総価契約であり、契約上の履行数量が減となるのはもっぱら委託者側の数量確保に問題がある事が多く、受託者の責任で数量が減することはない。 受託者はあらかじめ契約数量を処理するための体制、作業員を確保しており、国側の都合による一方的減額精算は契約の趣旨に反し、応じられない。	本件委託事業は、住宅防音事業の実施状況により、業務の実施予定世帯数の変更が大きく生じる可能性がある業務であることを御理解いただきたいと考えています。	無し
23	3	実施要領2の(2)のイの(カ)(キ)(ク)の業務の実施については、補助事業本体の工期が2月末から3月にかかること、その後の業務が、平成26年3月31日までの履行期限を越える蓋然性が高まるが、繰越等についてはどのように考慮されているのか。	今後、国庫債務負担行為等の活用等を含め、検討してまいりたいと考えています。	無し

番号	項目	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項 (案)の修正
24	4	現在の入札参加条件では、客観性がなく、又作業者についても非正規社員・アルバイトまで認めており、住民の個人情報の保護が保全されない懸念がある。	受託者は契約上の義務を負うことから、作業者がどのような者であっても、実施要項及び仕様書のほか関係法令に基づき、適正に業務を行う必要があります。 なお、今回の事業は競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）が適用され、同法第25条に基づき、受託者には秘密保持義務が課せられ、違反した場合には刑法その他の罰則の適用について公務員と同様の厳しい措置が課せられます。	無し
25	4 (4) ア	近年個人情報が悪用されたり、ないがしろにされたり等のことから個人情報保護法が制定されたものと承知しているが、住宅防音事業に係る事務手続に使用される個人情報にも機微な情報が含まれ、その取扱には細心の注意を要する。 そのような状況であるにもかかわらず、個人情報を適正に管理できることを証明するのが自己証明、自己申告のみでよいとするのは如何なものか。 少なくとも第三者が適正に評価した証を有するものと改定すべきであり、現行制度では沖縄で生じた個人情報漏洩事件のような事態を防げない。 沖縄では、委託者が貸与した個人名簿をもとに受託者が水面下で住宅防音施工業者に情報提供する事例が散見されていることが噂されている。	法令遵守は受託者として当然のことであり、個人情報等の管理については、実施要項及び仕様書のほか関係法令に基づき、適正に行うこととしています。 また、今回の事業は競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）が適用され、同法第25条に基づき、受託者には秘密保持義務が課せられ、違反した場合には刑法その他の罰則の適用について公務員と同様の厳しい措置が課せられます。 なお、平成23年度当初の入札参加条件による入札は、入札参加者が少なく競争性が必ずしも十分に確保できない状況であったため変更したものであることから、これに反することは困難です。	無し
26	4 (4) イ (ウ) b	コンプライアンスのない企業が参加できる入札条件では、個人情報漏洩したり工事業者又は設計事務所の斡旋・仲介・紹介に繋がることになる可能性を否定できない。 従って、このような規定は必要ではあるが、大前提のコンプライアンスを遵守できる企業としての要件を規定することが重要である。 その要件は最低でも「（財）日本情報処理開発協会のプライバシーマーク使用許諾事業者、同協会が認定する審査機関から ISMS 認証を取得している者、若しくはこれらの認定申請中であり、個人情報を適正に管理できると客観的に証明できる者である。」こと等、平成23年度の入札条件が必要である。 まず、必要なことは受益者である住民の利益を確保する為の要件であり、そのことを無視した、業者の利益を優先させる要件であってはならないことである。	番号25と同じ。	無し
27	5 (1)	100世帯程度と小さく決定する詳細な根拠について知る由もないが、今年度の例が示すとおり、個人の行政書士であっても数100件を受託しており、受注機会の付与との関係は希薄化しているように考える。 むしろデメリットとして委託者側の担当部署職員の多くの受託者への複雑な協議・指示等の事務手続、一定区域の100世帯の抽出、抽出した世帯の途中解約等の世帯数減とその補充のほか、100世帯としたことによる入札のための作業など事務量の増加に伴い、その結果、大幅な遅延が生じている。	番号9と同じ。	有り
28	5 (1)	契約あたりの処理予定数量を大口（500～1000世帯程度）にできないでしょうか？ 平成24年の発注では、100世帯程度の発注の為、同じマンション、アパート等でも異なった業者が委託を受け、スムーズに契約まで至れないケースがある。	番号9と同じ。	有り
29	5 (1) 及び 別紙第1 ※2	業務内容は従来の事務委託に限り、地方事務費を復活させることは言うまでもない。	番号3と同じ。	無し
30	5 (1) 及び 別紙第1 ※2	全国予算の60%強を占める厚木基地では平成24年度の91件（1件100世帯）を3月中旬の公告から7月中旬の入札まで実に4ヶ月要している。 ちなみに平成23年度は同基地では5件（1件約1800世帯）を4月中旬の公告から5月下旬の入札まで1ヶ月半で実施しており、この後の事業の進捗に大きな差違が出ているのが実情である。	番号9と同じ。	有り
31	5 (1) 及び 別紙第1 ※2	平成24年度の実施要項である入札1件100世帯自体（もちろん入札条件も然り）問題があり、まさに実施の在り方を見直し基本方針を変更すべきであるにもかかわらず公告・入札の時期のみ前倒しで行うことはあってはならないことである。受益者である住民へのサービスを考慮するのであれば平成25年度においては、全国予算の60%強を占める厚木基地と予算量の少ない基地を一律100世帯とすべきではない。 厚木基地においては少なくとも平成23年度実施の規模（1件1800世帯）にすべきと考える。	番号9と同じ。	有り

番号	項目	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項 (案)の修正
32	5 (1) 及び 別紙第 1 ※ 2	これまで通り公告し、入札したのでは間に合わない為、業務委託の制度を無視し、4 次分～6 次分においては、国（局）自らが業務のすべて（交付申込書の配布・回収・現調・それ以降の作業のすべて）を行なっている。 国（局）の担当員は、本来業務と併行して行なっている為、その作業の着手進捗に大幅な遅れが出ている。 特に現場調査は住民が住民の都合で、土・日曜日又時刻的には夕方を希望しても拒否されているのが現状である。このような状況では、住宅防音事業全体の予算消化に影響が出ることは必至である。 このような状況の大きな原因は、現行の業務委託の制度にあることは言うまでもないので、元の制度にもどすべきである。	今後とも事業の円滑な執行に努めてまいりたいと考えており、住民の方の都合にできる限り沿った現地調査等を行うよう、受託者に対する指導に努めてまいりたいと考えています。 平成 2 2 年 5 月の事業仕分けにおいて、地方事務費の制度は、廃止との評価結果を受けました。このため、補助事業に不慣れな補助事業者の方でも円滑に事務手続が進められるよう、国の立場で事務手続をサポートするものが現在の住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務であり、住民の意向によって受託者を決める地方事務費制度に戻すことは困難です。	無し
33	5 (1) 及び 別紙第 1 ※ 2	最も重要な要件である「個人情報の保護に関する要件」では相変わらず「個人情報を適正に管理できることを証明できる者」とだけしており、提出書類は〇×方式の自己申告型であり、又国も企業に赴いて確認することをしない体制である。 すなわち、個人情報を真に保護できるという客観的な安心がないよ、国も確認しないと言うことである。もし、このような企業が不祥事を起こした場合、企業の側にだけ処罰が行くのであろうか。 否、当然国の責任も問われるべきと考える。 従って、この様な要件は即刻排除し、客観性のある誰もが妥当と思われる要件「（財）日本情報処理開発協会のプライバシーマーク使用許諾事業者、同協会が認定する審査期間から I S M S を認証を取得している者、又はそれらと同程度の認証を取得している者、若しくはそれらの認定申請中であり、個人情報を適正に管理できると客観的に証明できるものであること。」が最低限必要である。	法令遵守は受託者として当然のことであり、個人情報等の管理については、実施要項及び仕様書のほか関係法令に基づき、適正に行うこととしています。 また、今回の事業は競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 1 8 年法律第 5 1 号）が適用され、同法第 2 5 条に基づき、受託者には秘密保持義務が課せられ、違反した場合には刑法その他の罰則の適用について公務員と同様の厳しい措置が課せられます。 なお、平成 2 3 年度当初の入札参加条件による入札は、入札参加者が少なく競争性が必ずしも十分に確保できない状況であったため変更したものであることから、これに戻すことは困難です。	無し
34	6 (2) ア	今年、沖縄局で行われた入札で、最低制限価格が予定価格の約 1 2 %～約 3 0 %と極端に低い落札価格が多数出たが契約締結が行われた。 著しく不適当な金額で契約がなされたことは明らかにおかしいと考えるが、なぜ、市町村がおこなっている最低制限価格やこれに準じる措置を設けるなど防止に努めなかったのか。 上記アのただし書き以下の判断はいまいであり、発注者側が予算を切り詰めるために落札者へ過大な負担を負わせても良いと考えたのか、明らかに不適当な発注を行った。履行がなされないおそれがあるとする最低価格を事前に設定しておくか、予定価格に対する割合（最低制限価格）を事前に知らせるべきだと考える。	最低制限価格制度（事前公表を含む）は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）に基づき地方公共団体について認められている制度です。 国は、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、基準に該当することとなったときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならないこととされており、当該入札の場合、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに 1 0 分の 5 から 1 0 分の 8 の範囲内で契約担当官等が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額に満たない場合これを行うこととしております。（防衛省契約事務取扱細則（平成 1 8 年防衛庁訓令第 1 0 8 号）第 2 5 条）	無し
35	8 (2)	「個人情報管理に係る体制証明書」における 1 ～ 6 の項目の受託業務体制の確認はすべて受託者自らが〇×で記入したものとなっている。 誰でも参入できる条件の入札であるのだから、個人情報管理に係る体制要件の確認は、せめて国が応札希望者の会社へ赴き、調査確認をしておくことが必要ではないのか。	番号 5 と同じ。	無し
36	8 (6)	実施予定世帯数の変更であっても、一定の数量（1 0 %程度）を越えると予見される場合は即時に受託者との協議に入り、契約変更の手続をとることを規定されたい。	本件委託事業は、住宅防音事業の実施状況により、業務の実施予定世帯数が変動する可能性があるため、変更の割合を予見することは困難です。	無し
37	1 0 (1)	実施状況の調査をどのように適正かつ効果的に行うか具体的な記述がなく、2 3 年度に実施した調査と同様の受託会社に対する聞き取り調査のみの手法では本業務の適正かつ効果的な評価にはならない。 補助事業者を含め広範な関係者の意見・評価を聴取することが求められると考える。	番号 2 1 と同じ。	無し
38	1 1 (3) ア (7)	受益者である住民側からすれば、社員と比較して責任の程度の低いパート・アルバイトを国がみなし公務員扱いするのはおかしいのではないのか。 不祥事を起こした場合、罰則に則り、パート・アルバイトだけ処罰し、そのことを規定した国には責任が問われないというのはおかしいのではないのか。 みなし公務員扱いするのであれば、せめて作業者は社員とすべきではないのか。と反論するであろう。 そして、せめて平成 2 3 年度の入札条件の一つである、主任者は、過去 1 0 年以内において、行政に提出する文書の作成又は、作成補助若しくは行政に提出された文書の確認に関する実務の経験を 3 年以上有する者であること。作業者は 3 カ月以上の恒常的な雇用又は契約関係がある者であること。を希望するであろう。	法令遵守は受託者として当然のことであり、実施要項及び仕様書のほか関係法令に基づき、適正に行うこととしています。 平成 2 3 年度当初の入札参加条件による入札は、入札参加者が少なく競争性が必ずしも十分に確保できない状況であったため変更したものであることから、これに戻すことは困難です。	無し

番号	項目	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項 (案)の修正
39	別紙第1 ※3	業務委託費の単価設定にあたっては、(株)日本能率協会総合研究所が平成23年12月～平成24年2月までの期間、過去の業務を受託した業者を対象に、アンケート調査とヒアリングを行ない、以下の結果がまとめられている。 76%のシェアを占めている協会からのアンケート及びヒアリングの協力を得られず、約20%のシェアを占める受託経験者からの、調査結果をもとに報告書を作成した為、調査会社は「検討に足る有益な情報を得ることができなかった。」「作業日数などの作業時間に関するデータの収集が少なかった。」「今後、集合・戸建住宅の積算基準の整理、作業時間などについて、より精度の高い調査結果を得るためには、実際の業務に随行し、観察・観測することで、精度の高い調査結果を得ることができる。」等、今回の調査結果が不十分であったことを認めているにもかかわらず、国は積算基準と単価を設定し、平成24年度の業務単価は、平成23年度の業務単価の70%に縮減できたと述べている。 このような調査結果を持って、一世帯当たりの単価を設定するやり方は、到底公正なものとは言えるものではない。 国は、平成24年度の入札結果が、この公正といえない単価を大幅に下回っているから正しいのだと言っているようであるが、その結果、現場がどのようになったか、なっているかを直視すべきである。 受益者である住民の利益すなわち、(1)個人情報の保護、(2)事業の進捗による騒音の防止又は軽減(3)事務手続の補助が適格に実施されているというのか。	御指摘の調査は、平成23年度において、業務経験のある者からアンケート及びヒアリングにより調査を行い得られた結果に基づき、平成24年度の入札を行っており、その入札結果における落札率は昨年度より改善されておりますが、再調査については、平成25年度の実施状況を踏まえ、検討してまいりたいと考えています。 また、今後とも、個人情報の保護をしつつ、事業の円滑な執行及び住民の方々の事務手続の補助が適切かつ効率的に行われるよう努めてまいりたいと考えています。	無し
40	別紙第1 付紙第10	積算根拠となっている100世帯当たりの処理時間や日数の設定及び諸経費率に明らかな誤りがあります。実際の実働時間を詳細に調査しなおすことを求めます。	平成23年度において、業務経験のある者からアンケート及びヒアリングにより調査を行い得られた結果に基づき、平成24年度の入札を行っており、その入札結果における落札率は昨年度より改善されておりますが、再調査については、平成25年度の実施状況を踏まえ、検討してまいりたいと考えています。	無し
41	別紙第1 付紙10	仕様書と国側の指示に沿った業務遂行の実態が、積算指針に適正に反映されているか検証し、国の業務指示態様に合致した予定価格をもって、入札事務を行って貰いたい。	番号40と同じ。	無し
42	別紙第2	補助事業者さんに、決定通知書が交付される前から、工事業者からの問い合わせが多い。 (補助事業者に代わって)国からの指示として、委任制を採用いただきたい。	補助金等交付決定通知書の交付以前は、補助金を交付する対象とは決定していない状況です。 なお、住宅防音工事の対象となるか、明らかとなっていないため、国からの指示としてその対応を委任することは困難です。	無し
43	別紙第2 第4	仕様書によれば実施項目は(1)交付申込書等の配布及び回収業務から(8)補助金請求及び支払い関連補助業務の主要8項目であるとするが、申込書の回収業務の回収件数がそれ以降の項目の実施処理件数に大きく影響するため、「交付申込書の配布及び回収業務」と「現地調査業務から補助金請求及び支払い関連補助業務」までを別々に区分し前者は、補助事業実施年度の前年度に実施して、その成果によって、後者現地調査から補助金の請求支払い等までを補助事業実施年度に実施されるよう計画されたい。	一連の事務を異なる受託業者が行った場合、補助事業の制度に不慣れな住民が混乱するおそれがあるため、原則として一連の作業を同一の受託者に作業していただくこととしています。	無し
44	別紙第2 第4の1(2)	現地調査業務における事業内容の説明が難しく住民に理解が及ばないこと、住民からの細やかな疑問や補助内容への不満への対応が困難であり、もしこの業務の100%完了を国から求められ、後日、住民から苦情その他の発生により執行未了との判定がなされた場合、契約額の減額を要求されることにもなり請負業者としては損害を被ります。 よって、この現地調査業務は国の職員で行うことが最良と思います。	住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務は、工事希望者又は補助事業者からの問合せ等に対し、住宅防音事業の制度、事務の流れ及び関係法令上の遵守事項等を丁寧に説明することを委託する業務であり、一連の事務を異なる受託業者が行った場合、補助事業の制度に不慣れな住民が混乱するおそれがあるため、原則として一連の作業を同一の受託者に作業していただくこととしています。 また、仮に現地調査業務を国で行うこととした場合、限られた人員で膨大な業務を行うこととなり、速やかに現地調査を行うことは困難となり、かえって工事の遅れが生じ、住民に御迷惑をおかけすることとなることから、御理解願います。	無し
45	別紙第2 第4の2(9)	インターネット取引サービスの設定を行い、住民から委任状を元に工事業者から請求書を徴収し、国へ工事金などを請求し委託業務業者のネットバンキングの口座を介して、国の職員が振込手続を行うこのような日数が係り、かつ危険が伴う迂回支払いをなぜやらないといけないう疑問です。 住民の代理で国が工事金を直接支払えば、工事業者なども安心して早い支払いが受けられるので非常に良いと思います。	仮に住民の代理で国が防音工事の関係業者に工事金を直接支払うこととした場合、限られた人員数で膨大な業務を行うこととなり、速やかな支払いは困難であることから、御理解願います。	無し